

諮問番号：平成28年度諮問第11号

答申番号：平成28年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

人工股関節置換術後、安定せず、立ち上がる、歩く、階段の昇り降りなど、日常生活において不自由を感じ、長距離の歩行は辛く、歩行は杖を使用し、着替えも一人では辛いため、原処分（障害の級別を6級とする身体障害者手帳の交付）に不服である。

(2) 処分庁の主張の要旨

審査請求人が提出した指定医の診断書によると、両股関節ともに、筋力テストの結果が筋力4であり、いずれも軽度の障害と認められる。これを身体障害認定基準にある等級別指数表に照らすと、両股関節はともに7級相当であって、指数は各々0.5となり、合計指数は1と算定されるから、2つ以上の障害が重複する場合の合計指数による障害等級の認定により、審査請求人の障害は6級相当に該当し、これを前記指定医も認めている。

したがって、これを受けて審査請求人の障害の級別を6級とした原処分の判断は、相当である。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、人工股関節置換術の施行後の一定期間経過後に、指定医の診断書に基づき、医学的・専門的見地から、左右の股関節の機能障害が重複するものとして、身体障害者障害程度等級表及び身体障害認定基準に当てはめ行われたものであるから、審査請求人の障害の級別を6級と認定して身体障害者手帳を交付した処分庁は、法令等の規定に従い、適正に処分を行っているといえる。

(2) 以上のとおり、処分庁は、当該処分を適法かつ正当に行っており、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

行政庁が身体障害者福祉法第15条第4項に基づき身体障害者手帳を交付する場

合に、当該手帳に記載する障害の級別は、申請者が添付した診断書（指定医が作成）に基づいて、厚生労働省令で定める身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により審査・決定することとされている。

本件における審査請求人の障害の級別については、処分庁は、前記診断書の記載内容のほか、当該診断書を作成した指定医に対して障害の状態について照会し、その回答内容を基に、厚生労働省令である身体障害者障害程度等級表により審査・決定したものと認められ、原処分を違法、不当とすべき事実や、原処分を行うに際しての事実関係の調査、審査過程に看過し難い過誤欠落があるとは認められなかった。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美